

公益財団法人鳥取県スポーツ協会職員安全衛生管理規程

(趣旨)

第1条 職員の安全及び健康の確保については、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「法」という。)その他の法令に定めがあるもののほか、この規程に定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 鳥取県スポーツ協会事務局(以下「事務局」という。)及び指定管理受託施設(以下「施設」という。)に属する一般職の職員をいう。
- (2) 所属所 各施設をいう。

(所属長等の責務)

第3条 事務局長及び所属所の長は、所属職員の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成に努めなければならない。

(職員の責務)

第4条 職員は、事務局長又は所属所の長、法第13条の2に規定する職員の健康管理等を行う医師(以下「健康管理医」という。)及びその他職員の安全衛生管理を行う者が法その他の法令又はこの規程の規定に基づいて講ずる安全及び健康の確保のための措置に従うとともに、快適な職場環境の形成に努めなければならない。

(総括安全衛生管理者)

第5条 事務局及び別に定める所属所に、法第10条第1項に規定する業務を行わせるため、総括安全衛生管理者を置く。

- 2 総括安全衛生管理者は、事務局にあつては専務理事の職にある者を、所属所にあつては当該所属所の長の職にある者をもって充てる。

(衛生管理者)

第6条 事務局又は各所属所毎で、職員の数に非常勤職員の数を加えた数が50人以上の場合は、該当するそれぞれの箇所に法第12条第1項に規定する業務を行わせるため、衛生管理者を置く。

- 2 衛生管理者は、総括安全衛生管理者が所属職員のうちから指名した者をもって充てる。
- 3 衛生管理者の数は、1人とする。
- 4 総括安全衛生管理者は、第2項の規定により衛生管理者を指名したときは、遅滞なくその旨を会長に報告しなければならない。

(衛生推進者)

第 7 条 衛生管理者を置かない事務局又は所属所に、法第 12 条の 2 に規定する業務を行わせるため、衛生推進者を置く。

- 2 衛生推進者は、総括安全衛生管理者が所属職員のうちから指名した者をもって充てる。
- 3 衛生推進者の数は、1 人とする。
- 4 前条第 4 項の規定は、第 2 項の規定により衛生推進者を指名した場合について準用する。

(総括管理者等の代理者)

第 8 条 総括安全衛生管理者、衛生管理者又は衛生推進者(以下「総括管理者等」という。)を置く事務局又は所属所に、総括管理者等が旅行、疾病、事故その他やむを得ない事由によって職務が行えないときにその職務を代理させるため、それぞれの代理者を置く。

- 2 総括管理者等の代理者は、総括安全衛生管理者が所属職員のうちから指名した者をもって充てる。
- 3 第 6 条第 4 項の規定は、前項の規定により総括管理者等の代理者を指名した場合について準用する。

(健康管理医)

第 9 条 事務局に、法第 13 条の 2 に規定する業務を行わせるため、健康管理医を置く。

- 2 健康管理医は、公益財団法人鳥取県スポーツ協会長(以下「会長」という。)が医師のうちから指名した者をもって充てる。

(衛生委員会)

第 10 条 事務局及び所属所に勤務する職員の健康の確保のための総合的な対策に関し、必要な事項を調査審議させ、会長に意見を述べさせるため、事務局に鳥取県スポーツ協会衛生委員会(以下「衛生委員会」という。)を置く。

- 2 衛生委員会は、総括安全衛生管理者及び委員 6 人以内をもって組織する。
- 3 衛生委員会の委員長は、総括安全衛生管理者にある者を、委員は健康管理医及び会長が職員のうちから指名した者をもって充てる。
- 4 衛生委員会の委員長は、会務を総理し、委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 5 衛生委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 6 衛生委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(健康診断の種類及び対象職員)

第 11 条 職員の健康を確保するため、次の各号に掲げる健康診断を当該各号に定める職員を対象として行う。

- (1) 定期健康診断 すべての職員
- (2) 特定業務従事者健康診断 人の健康に害を及ぼすおそれのある業務として会長

が指定するものに常時従事する職員

- (3) 結核健康診断 前 2 号に掲げる健康診断を受け、結核の発病のおそれがあると診断された職員及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)第 53 条の 12 第 1 項に規定する結核回復者である職員
- (4) 特別健康診断 伝染性疾患の流行その他会長が必要と認める事由がある場合にその都度会長が指名する職員

2 前項各号に掲げる健康診断ごとの検査項目、実施時期及び実施方法は、別に定める。

(健康診断の結果に基づく健康管理医の意見)

第 12 条 健康管理医は、健康診断の結果に基づき、職員の健康を保持するための必要な措置について意見を述べるものとする。

(健康診断の実施の周知等)

第 13 条 総括安全衛生管理者は、健康診断の実施期日及び実施場所を定めたときは、その旨を所属職員に周知させるものとする。

2 事務局長及び所属所の長は、所属職員が定められた期日に健康診断が受けられるように配慮しなければならない。

(健康診断の受診義務)

第 14 条 職員は、指定された期日及び場所において健康診断を受けなければならない。ただし、疾病その他やむを得ない事由のため、当該指定された期日及び場所において健康診断を受けることができない場合は、この限りでない。

(健康診断を受けなかった者)

第 15 条 疾病その他やむを得ない事由のため健康診断を受けなかった者は、その事由の消滅後遅滞なく当該健康診断に相当する健康診断を受け、医師の診断書その他その結果を証明する書面を総括安全衛生管理者に提出しなければならない。

(他で受けた健康診断)

第 16 条 健康診断を受けるべき者が、健康診断を受けるべき期日前 3 箇月以内に当該健康診断に相当する健康診断を受け、当該期日までに医師の診断書その他その結果を証明する書面を総括安全衛生管理者に提出したときは、当該健康診断を受けたものとみなす。

(健康診断の結果の通知等)

第 17 条 総括安全衛生管理者は、健康診断を実施したときは、その結果を当該職員に通知しなければならない。

2 総括安全衛生管理者は、健康診断を実施したとき、又は前 2 条の規定による書面の提出があったときは、別に定めるところにより、その旨を会長に報告しなければならない。

(健康診断個人票)

第 18 条 総括安全衛生管理者は、職員ごとに健康診断個人票(様式第 1 号)を作成し、これを職員の健康管理の指導のために活用しなければならない。

2 総括安全衛生管理者は、職員に総括安全衛生管理者を異にする勤務の異動があったときは、当該保管に係るその者の健康診断個人票を異動先の総括安全衛生管理者に送付しなければならない。

3 事務局長及び所属所の長は、退職した職員の健康診断個人票を当該職員の退職後 5 年間保管しなければならない。

(保健指導等)

第 19 条 事務局長及び所属所の長は、職員の健康を保持するため、別に定めるところにより、医師による面接指導その他の保健指導等を実施しなければならない。

(健康管理区分)

第 20 条 職員の健康管理は、その職員の健康の状況に応じ、次の表に掲げる健康管理区分に分類して行うものとする。

| 健康管理区分 | | 健康の状況 |
|--------|---|---------------------------|
| 勤務面 | A | 勤務を休む必要のあるもの |
| | B | 勤務に制限を加える必要のあるもの |
| | C | 勤務をほぼ平常に行ってよいもの |
| | D | 平常の勤務でよいもの |
| 医療面 | 1 | 医師による直接の医療行為を必要とするもの |
| | 2 | 定期的に医師の観察指導を必要とするもの |
| | 3 | 医師による直接又は間接の医療行為を必要としないもの |

(健康管理区分の決定)

第 21 条 会長は、第 27 条に規定する審査会の意見を聴き、その意見に基づいて、職員ごとに、その者に適用する前条の健康管理区分を決定するものとする。ただし、健康診断の結果、健康に異常の所見がないと診断された職員に適用する健康管理区分を勤務面 D、医療面 3 に決定する場合は、この限りでない。

2 会長は、前項の規定により職員に適用する健康管理区分を決定したときは、遅滞なくこれを総括安全衛生管理者及び当該決定に係る職員に通知するものとする。

(健康管理区分の変更)

第 22 条 会長は、職員から次条の規定による申請があったとき、又は職員の適正な健康管理を行うため必要があると認めるときは、第 27 条に規定する審査会の意見を聞いて当該職員に適用する健康管理区分を変更することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

(健康管理区分の変更の申請)

第23条 職員は、健康を害し、若しくは健康が悪化したと認めるとき、又は健康が回復したと認めるときは、現に適用されている健康管理区分の変更を会長に申請することができる。

2 前項の規定により健康管理区分の変更を申請しようとする職員は、健康管理区分変更申請書(様式第2号)に会長が別に定める医師の診断書を添えて総括安全衛生管理者に提出しなければならない。

3 総括安全衛生管理者は、前項の申請書の提出を受けたときは、当該申請内容について健康管理医の意見を聴き、その内容を記載した書面とともに、これを会長に送付しなければならない。

(事後措置)

第24条 会長は、次の表の左欄に掲げる健康管理区分の適用を受ける職員に対し、それぞれ当該右欄に定める措置をとるものとする。

| 健康管理区分 | | 措置内容 |
|--------|---|--|
| 勤務面 | A | 休暇(日単位のものに限る。)又は休職の方法により、療養のため必要な期間勤務させない。 |
| | B | 職務の変更、勤務場所の変更、休暇(日単位のものを除く。)等の方法により勤務を軽減し、かつ、深夜勤務(午後10時から翌日の午前5時までの間における勤務をいう。以下同じ。)、時間外勤務(正規の勤務時間以外における勤務で深夜勤務以外のものをいう。以下同じ。)及び出張をさせない。 |
| | C | 深夜勤務、時間外勤務及び出張を制限する。 |
| | D | 平常勤務をさせてよい。 |
| 医療面 | 1 | 医療機関のあっせん等により適正な治療を受けさせるようにする。 |
| | 2 | 経過観察をするための検査及び発病・再発防止のため必要な指導等を行う。 |
| | 3 | 医療機関による医療行為を必要としない。 |

(傷病状況の報告)

第25条 第21条の規定により医療面1又は医療面2に決定された職員は、指示された期間ごとに、傷病の状況を総括安全衛生管理者を経由して会長に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告は、傷病状況報告書(様式第 3 号)に会長が別に定める医師の診断書を添えて行うものとする。
- 3 会長は、第 1 項の規定による傷病状況の報告を受けた場合において、特に必要があると認めるときは、会長の指定する医師の診断を受け、その結果を報告すべきことを命ずることができる。

(長期療養の届出)

- 第 26 条 職員は、負傷又は疾病により引き続き 30 日以上療養に専念する必要があると認めるときは、長期療養届出書(様式第 4 号)に医師の診断書を添えて総括安全衛生管理者に届け出なければならない。
- 2 総括安全衛生管理者は、前項の規定による届出があった場合においては、その旨を会長に報告しなければならない。

(審査会の設置)

- 第 27 条 職員に適用する健康管理区分に関する事項について審査するため、鳥取県体育協会健康管理審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(組織)

- 第 28 条 審査会は、委員 5 人以内をもって組織する。
- 2 審査会の委員は、次に掲げる者のうちから、会長が任命する。
 - (1) 医師
 - (2) 鳥取県スポーツ協会の職員
 - 3 審査会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
 - 4 委員長は、会務を総理し、委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を行う。

(会議)

- 第 29 条 審査会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 2 審査会の会議は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ開くことができない。
 - 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委任)

- 第 30 条 この規程に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が定める。

(書類の経由)

- 第 31 条 この規程の規定により職員が会長又は総括安全衛生管理者に対して行う申請書、届出書その他の書類の提出及び総括安全衛生管理者が職員に対して行う通知書その他の書類の交付は、事務局長又は所属所の長を経由して行うものとする。

(委任)

第 32 条 この規程に定めるもののほか、職員の安全及び健康の確保に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 9 月 8 日から施行する。